令和７年度

なごや観光ルートバス「メーグル」

広告掲出事業

（入札後資格確認型一般競争入札方式・郵送入札）

入 札 案 内 書

名古屋市観光文化交流局観光交流部観光推進課

入札日時：令和７年２月２６日（水）午後２時００分

場所：名古屋市役所本庁舎６階　小会議室

入札の前に必ずこの案内書をお読みください。

目 次

◇　あらまし Ｐ１
◇　入札案内書 Ｐ３
第１　広告掲出場所 Ｐ３
第２　参加者の資格 Ｐ３
第３　広告の掲出条件 Ｐ４
第４　入札書の提出 Ｐ７
第５　入札金額 Ｐ８
第６　入札書 Ｐ８
第７　開札 Ｐ９
第８　競争入札参加資格確認申請 Ｐ９
第９　契約の締結 Ｐ１０
第10　広告料等の納付 Ｐ１１
第11　契約保証金 Ｐ１１
第12　問い合わせ先 Ｐ１２
◇　なごや観光ルートバス広告掲出事業契約書（案） Ｐ１３
◇　なごや観光ルートバス広告掲出事業仕様書 Ｐ１９
◇　名古屋市広告掲載要綱 Ｐ３９
◇　名古屋市広告掲載基準 Ｐ４１
◇　封筒記載例（入札書の郵送） Ｐ４３
◇　入札書　（入札書・記載例） Ｐ４６
◇　委任状　（委任状・記載例） Ｐ４８
◇　競争入札参加資格確認申請書（申請書・記載例） Ｐ５０
◇　本店、支店、営業所等所在地確認書（確認書・記載例） Ｐ５２
◇　開札会場案内図 Ｐ５４

あ　ら　ま　し

なごや観光ルートバス「メーグル」（以下、「メーグル」という。）は、市内の公共交通機関に詳しくない市外の方でも、乗り換えることなく、目的の観光施設まで行くことができる交通手段として平成19年より運行を開始しているものです。
なごや観光ルートバス「メーグル」広告掲出事業を落札した事業者は、メーグルの指定掲出場所に自らを広告主とする広告、または他の民間企業等を広告主とする広告を掲出することができます。広告掲出料について、最低価格（年額）以上で、最も高い価格（年額）で入札された方に、広告を掲出していただきます。
入札参加を希望される方は、入札案内書（仕様書含む）をよくお読みになったうえで、ご参加ください。入札参加にあたっては、諸規制を確認いただいた上、お申込みください。

広告掲出までの流れ

入札案内書の配布 （この案内書）	**令和7年1月31日(金)から** 市公式ウェブサイトからダウンロードしてください。

▼

入札書の提出	**令和7年2月17日(月)から令和7年2月25日(火)まで** **書留又は簡易書留による提出に限ります（期間内必着）** 代理人によって入札しようとする場合は、委任状が必要です。

▼

開札及び 落札候補者の決定	**令和 7 年 2 月 26 日(水)　午後 2 時 00 分から** **名古屋市役所本庁舎6階　小会議室** 開札の結果、入札者のうち最低価格（年額）以上で最高価格提示者を落札候補者とし、会場内で次順位者と合わせて発表します。

▼

競争入札参加資格確認 申請書の提出	**令和 7 年 2 月 26 日(水)から令和 7 年 2 月 28 日（金）まで** **午前 8 時 45 分から午後 5 時 00 分まで** **持参による提出に限ります（期間内必着）** 落札候補者の方は、競争入札参加資格確認申請書（市公式ウェブサイトから書式をダウンロードしてください。）及び添付書類を提出してください。 期間内に確認申請書等が提出されないときは、入札が無効となる場合があります。

審査結果の通知	参加資格の審査後、競争入札参加資格確認通知書等を郵送します。

▼

契約締結	審査結果の通知を受けた日から5日以内に契約を締結していただきます。 契約書は落札者名義になります。

▼

契約保証金及び 広告掲出料の納付	契約保証金を契約締結日までに、広告掲出料を名古屋市が定める期限までに、本市が発行する保証金納付書及び納入通知書により納付してください。 なお、名古屋市契約規則第31条（契約保証金の納付免除）の規定により契約保証金を免除することがあります。

▼

広告原稿の審査・承認	名古屋市が定める期限までに広告原稿等を提出していただきます。 内容について名古屋市の審査・承認を受けた後、広告を掲出することができます。

▼

広告の掲出	**令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで** 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間とします。 ただし、公用又は公共用としての使用の必要性や使用者の使用状況を勘案して支障がないと判断される場合は、当初の条件を変更しないことを前提に、令和8年4月1日から四半期（3カ月）を最小単位とし、1年間を限度に更新することができます。

入 札 案 内 書

この入札に参加を希望される方は、法令、名古屋市の条例、規則、規程及びこの入札案内書によるとともに、必ず現地を確認したうえで、お申し込みください。

入札参加のために提出された書類等に記載された情報は、入札事務のみに使用します。

第 1　広告掲出場所

メーグル専用車 5 両(中型車 4 両、大型車 1 両)の後部パートラッピング及び車内広告 2 箇所をセットとし、1 セットを販売します。

第 2　参加者の資格

1　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。

2　地方自治法施行令第 167条の 4第 2項各号に該当する事実があった後 3年を経過しない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（15財用第 5号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

3　会社更生法（平成14年法律第 154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

4　民事再生法（平成11年法律第 225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

5　中小企業等協同組合法（昭和24年法律第 181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第 185号）、商店街振興組合法（昭和37年法律第 141号）又は有限責任事業組合契約に関する法律（平成17年法律第40号）によって設立された事業協同組合等においては、当該組合の組合員が本公告に係る入札に参加しようとしない者であること。ただし、物品の納入、製造の請負又は役務の提供に係る官公需適格組合の証明を受けている組合にあっては、特別な理由があり適当と認める場合に限り、上記にかかわらず本公告に係る入札に参加することができる。

6　本公告の日から落札決定までの間に指名停止の期間がない者であること。

7　本公告の日から落札決定までの間に名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（平成20年 1月28日付け名古屋市長等・愛知

県警察本部長締結）及び名古屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱（19財契第 103号）に基づく排除措置の期間がない者であること。

8　次の税を滞納していない者（地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に基づき徴収の猶予を受けているとき、又は、国税通則法（昭和 37 年法律第 66 号）に基づき納税の猶予を受けているときは、滞納していないものとみなす。）であること。

(1) 本市の法人市民税（個人の場合は、代表者の個人市民税）及び固定資産税

(2) 消費税及び地方消費税

9　健康保険、厚生年金保険及び雇用保険（以下「社会保険等という」。）に加入していない者は、競争入札に参加することができない。ただし、各保険について加入する義務がない者を除く。

10　名古屋市市内に本店、支店、営業所等を有するものであること。

11　名古屋市広告掲載基準に該当する規制業種または事業者ではないこと。

第３　広告の掲出条件

1　掲出期間

(1) 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 1 年間とします。ただし、上記の期間については、公用又は公共用としての使用の必要性や使用者の使用状況を勘案して支障がないと判断される場合は、当初の条件を変更しないことを前提に、令和 8 年 4 月 1 日から四半期（3 カ月）を最小単位とし、1 年間を限度に更新することができます。

(2) 更新を希望される場合は、令和 7 年 11 月 28 日までに観光推進課まで申請し、承認を受けてください。なお、令和 8 年 7 月以降の掲出については、下記で定める期日までに終了の申出がない場合は掲出期間の更新を希望するものとみなします。契約後の契約条件の変更はできませんのでご承知おきください。

ア 令和 8 年 9 月までの期間の延長
　期日　令和 8 年 3 月 31 日

イ 令和 8 年 12 月までの期間の延長
　期日　令和 8 年 6 月 30 日

ウ 令和 9 年 3 月までの期間の延長
　期日　令和 8 年 9 月 30 日

(3) 更新も含めた契約期間終了後は、再度入札を行い、契約の相手方を決定する予定です。

2　広告掲出料

掲出期間中は、広告掲出の有無に関わらず、掲出期間に応じた広告掲出料を納付していただきます。日割り計算は認めません。広告掲出料は、入札より決定した金額です。入札条件を遵守し、広告掲出料を期限までに確実に納付してください。

3　必要経費

広告掲出、撤去、原状回復等に要する費用は全て広告掲出者の負担とします。

4　広告の仕様

仕様書をご覧ください。

5　広告掲出基準、作業

(1) 少数単位販売を可とします。

(2) 観光文化交流局広告掲載要綱を遵守すること。あわせて、後部パートラッピングについては、次の事項にも留意してください。

ア　運転者の注意を著しく低下させるようなものを使用しないこと。
（発光、蛍光、反射効果を有する材料、その他これらに類するもの）

イ　色彩、意匠、その他表示の方法が周囲の景観に調和したものであること。

(3) 本市の観光・文化振興、又は観光魅力の発信に資する広告を掲出するよう努めてください。

(4) 新規掲出（及びデザインの変更）に際しては、観光文化交流局広告審査会（毎月１回程度開催）で審査を受け、承認を得てください。なお、後部パートラッピングについては、広告審査会の前に景観アドバイザーへの相談（毎週１回開催）も必要となります。

(5) 後部パートラッピングについては作業場所の関係上、１日１両の施工を原則とします。また、作業希望日を事前に観光推進課に連絡し、調整してください。

(6) 本事業では令和７年４月１日から広告掲出が可能であるが、審査の状況によっては、４月１日から掲出開始が間に合わない場合もあるため、広告原稿については可能な限りすみやかに提出するなど、十分な余裕をもって作業を進めてください。

(7) 後部パートラッピングについては、ラッピング保険に１両単位で加入するなど、事故等による破損に備えてください。

6　その他

以下の事項について、ご承知おきください。

(1) 広告掲出者は、契約期間が満了又は契約が解除された場合は、速やかに原状回復してください。

(2) 広告掲出者は、自己の都合により広告の掲載を取り下げることができるものとします。
(3) 市は、広告掲出料が期日までに納付されない場合や広告内容が不適当であると判断した場合、また、バスの運行に支障が生じると市が認める場合には、広告掲出者に撤去等を命ずることができるものとします。
(4) 上記(2)及び(3)により、掲出を取り下げた又は撤去等した場合でも、納付済みの広告掲出料は返還しません。
(5) 車両の故障等で走行不能となった場合でも、原則として広告掲出料は還付しません。
(6) 市の都合により、車体に掲示する業務標示、広告掲出料、掲出箇所の変更等が発生する場合があります。
(7) 広告掲出者は掲出期間中の広告掲出によるトラブル対応、剥離・修理及び撤去後の原状回復の義務を負います。なお、原状回復にかかる経費は、一切市に請求することはできません。
(8) 掲出期間中のダイヤ確認は、広告掲出者の責任において行ってください。
(9) その他、問題が生じた場合、市と調整を行い決定するものとします。
(10) 広告掲出者は、掲出にあたって、関係法令、本仕様書及び契約書を遵守するほか、「情報取扱注意項目」、「障害者差別解消に関する特記仕様書」、「談合その他の不正行為に係る特約条項」、「妨害又は不当要求に対する届出義務」を遵守してください。
(11) 本事業は、令和7年度の当該予算の成立を条件とする。

第４　入札書の提出

入札方法	書留又は簡易書留郵便による送付により行います。 ※普通郵便による入札又は持参による入札は無効となります。 ※郵送した入札書の書換え、引換え、撤回はできません。
提出期間	令和7年2月17日（月）から令和7年2月25日（火）（必着） ※上記期間後に到着した入札は無効となります。 ※入札書の到着確認のお問い合わせにはお答えできません。
必要書類等	(1) **入札書** ア　入札案内書に書式と記載例があります。名古屋市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。詳しくは「第6　入札書」を参照ください。入札金額を記載した入札書を 1通郵送してください。 イ　入札書に必要事項を記入押印し、中封筒に入れ封印してください。 ウ　中封筒に、入札者名、住所又は所在地、入札件名及び開札日を記載してください。44ページに記載例があります。 (2) **委任状（代理人によって入札しようとする方に限ります）** 入札書記載の入札者が、代表者と異なる場合（支店、営業所の長など）は、委任状の提出が必要です。49ページに記載例があります。 （注）以下のような場合は代理人をたてる必要はありません。（委任状は不要です。） ・入札参加者本人に代わって、入札参加者本人の印鑑を用いて入札する場合 ・入札参加者が法人で、その社員が代表者印を用いて入札する場合 入札書を入れ封印した中封筒及び**委任状（代理人によって入札しようとする場合）を郵送用の外封筒**に入れ、外封筒表側には「入札書在中」と朱書きするとともに、外封筒裏側又は外封筒表側下部に入札者名を記入し、書留又は簡易書留郵便により送付してください。 書留又は簡易書留郵便での送付によらない入札、二重封筒での送付によらない入札、中封筒に上記(1)ウにある必要事項の記入がない入札は無効となりますので、ご注意ください。

提出先	〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 名古屋市役所本庁舎4階　　観光文化交流局観光推進課 「メーグル」広告掲出事業担当あて ※封筒（表）に「入札書在中」と朱書きしてください。43ページに記載例があります。
注意事項	談合情報が寄せられた場合は、入札を中止することがあります。

第５　入札金額

入札金額は、広告掲出料の年額（契約希望金額の110分の100に相当する金額）を記載してください。予定価格は総額（広告掲出料の年額）で定めています。なお、予定価格は最低入札価格です。最低価格以上で最高価格提示者が落札候補者となります。

予定価格【最低入札価格】（年額）は、984,000円です。

第６　入札書

1　入札は所定の入札書を使用します。入札案内書の 47 ページに書式があります。名古屋市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。

2　入札書には、黒インクのボールペン又は万年筆を使用して明確かつ明瞭に記入し、鮮明に押印してください。鉛筆、シャープペンシルは使用できません。

3　脱字又は誤字を加除訂正した場合にはその箇所又は付近に押印してください。なお、金額の訂正はできませんのでご注意ください。

4　入札金額はアラビア数字（算用数字）を使用し、金額の頭に￥マークを付け、円未満の端数は記入しないでください。

5　入札者は、その郵送した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

6　前各項に違反する入札及び次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

(1) 入札参加資格のない方のした入札
(2) 最低価格（年額）に達しない金額を記載した入札
(3) 金額を改ざんし、又は訂正した入札
(4) 記入事項を判読できない入札
(5) 入札事項の一部又は全部が記入されていない入札
(6) 一定の金額をもって価格を表示しない入札

(7) 記名押印のない入札
(8) 入札書記載の入札者が、代表者と異なる場合において、委任状を提出していない代理人のした入札
(9) 同一物件につき同一の名をもってした2通以上の入札（代理人によるものも含む。）
(10) 競争入札参加資格確認申請書又は追加提出資料（以下「申請書等」という。）に虚偽の記載をした者のした入札
(11) 申請書等の提出を求められたにもかかわらず、提出期限内にこれを提出しない場合又は落札候補者が競争入札参加資格の確認のための指示を受けたにもかかわらず、その指示に応じない場合のその者のした入札
(12) 入札談合に関する情報があった場合に、誓約書の提出を求めたにもかかわらず、誓約書の提出をしない者のした入札
(13) 明らかに談合によると認められる入札
(14) 書留又は簡易書留郵便によらないで郵送された入札
(15) 提出期間及び提出先に到達しなかった入札
(16) 二重封筒により郵送されなかった入札
(17) 中封筒に入札件名又は開札日の記載がない入札
(18) 提出期間内に必要書類がそろわなかった入札
(19) その他入札の条件に違反した入札

7　入札保証金は、免除とします。

第７　開札

日時･会場	令和7年 2月26日（水）午後2時00分 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 名古屋市役所本庁舎6階　小会議室 （開札会場案内図　54ページ参照）

1　入札参加者の入場は自由ですが、入札参加者及びその代理人以外の方は入場できません。**入場希望者は社員証や名刺など身分を証明できるものを、代理人の方は委任状の写しをご持参ください。**

2　開札の結果、入札者のうち最低価格（年額）以上で最高価格提示者を落札候補者とし、会場内で次順位者と合わせて発表します。

3　最高価格での入札者が複数いるときは、ただちにくじを引いていただき落札候補者を決定します。ただし、入札者がくじを引かないときは、この入札事務を担当しない職員が代行します。くじにより落札候補者を決定したときは、落札候補者の入札書にその旨を記入し、くじを引いた方全員にその旨を確認していただきます。

第８　競争入札参加資格確認申請

1　落札候補者の方は、資格審査を受けていただく必要があります。**持参により資格審査に必要な書類を提出してください。**

2　落札候補者の方に参加資格がなかった場合は、次順位者が落札候補者となり、資格審査を受けていただく必要があります。その場合、本市よりその旨の連絡がありますので、持参により資格審査に必要な書類を提出してください。

受付期間	令和７年２月 26 日（水）～令和７年２月 28 日（金） 午前８時 45 分～午後５時 00 分まで
提出先	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 名古屋市観光文化交流局観光推進課（名古屋市役所本庁舎4階）
確認申請書等	(1) **競争入札参加資格確認申請書**　1 通　(51ページ参照) 個人の場合は実印、法人の場合は代表者印を必ず押印してください。 入札書及び契約書も同一の印鑑を使用してください。 (2) ＜個人の場合＞　**住民票の写し**　1 通 ＜法人の場合＞　**法人登記簿謄本**　1 通 どちらも発行後 3 か月以内のもの（令和6年11月27日以降のもの）で、連名の場合は連名者全員のもの。 ※本市の競争入札参加資格を有する場合は提出を要しない (3) 納税証明書（3ページ「第２　参加者の資格」に関わるもの） ※本市の競争入札参加資格を有する場合は提出を要しない (4) ＜法人のみ＞ 本店、支店、営業所等所在地確認書（53ページ参照）
注意事項	(1) 提出方法は、持参に限ります。 (2) 電話での申込みはできません。 (3) 期限までに到達しない申請、必要書類の添付されていない申請は無効となりますので、早めにご提出ください。 (4) 確認申請書等の作成及び提出にかかる費用は、提出者の負担となります。 (5) 提出された確認申請書等は返却しません。 (6) 提出期限後は提出された確認申請書等の差替え又は再提出は認めません。ただし、観光推進課が競争入札参加資格の確認のため必要と認め、補正等の指示を行った場合を除きます。 (7) 確認申請書等に関し、説明等を求められた場合は、その求めに応じなければなりません。

3　確認申請書等の提出を受けた後、速やかに、競争入札参加資格の確認を行い、落札候補者について資格があると認められた場合は、その者を落札者として決定し、落札決定の通知をします。
4　入札結果については、入札者の入札金額、落札者の商号又は名称及び落札金額等を名古屋市公式ウェブサイトで公表します。
5　落札候補者に参加資格がないと認められた場合は、その者に対し、その旨を通知します。
6　5の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して 2 日以内（休日を含まない。）に、入札参加無資格理由について、書面（様式は自由）により説明を求めることができます。
7　6に対する回答は、原則として、その説明を求めることができる期間の末日の翌日から起算して10日以内に書面により行います。
8　提出された確認申請書等は返却しません。
9　確認申請書等の作成及び提出にかかる費用は、落札者の負担とします。

第９　契約の締結

1　落札決定後、競争入札参加資格確認通知書、契約書等の契約関係書類を郵送します。
2　落札者は、1の通知を受けた日から5日以内に契約を締結しなければなりません。
3　契約は、落札者名義で行います。（契約書に使用する印鑑は、入札書及び競争入札参加資格確認申請書に使用した印鑑と同一の印鑑としてください。）
4　なごや観光ルートバス「メーグル」広告掲出事業契約書（案）は、13ページ以降を参照してください。
5　契約書に貼付する収入印紙等契約書の作成に要する費用は、全て落札者の負担とします。

第１０　広告掲出料の納付

広告掲出料は、契約書に定める期限までに、名古屋市発行の納入通知書により納付していただきます。

第１１　契約保証金

1　契約の締結と同時に、契約保証金を名古屋市発行の納付書により納付していただきます。
2　契約保証金は、広告掲出料（年額）の 100 分の 10 に相当する額とします。

3　契約保証金は、契約期間満了後に原状回復を確認の上、還付します。ただし名古屋市に対する未払いの債務がある場合は、還付する契約保証金額と相殺する場合があります。

4　契約保証金には、利子を付けません。

5　契約保証金は、現金又は銀行振出の小切手に限ります。小切手は、納付の日前10日以内に、名古屋手形交換所参加店舗である金融機関が振り出した小切手でなければなりません。これに該当するかどうかは、小切手の振出しを受ける店で確認してください。

6　名古屋市契約規則（昭和39年名古屋市規則第17号）第31条（契約保証金の納付免除）の規定により、契約保証金を免除する場合があります。

第１２　問い合わせ先

本件入札案内書の内容に質問がある場合は、下記の方法により提出してください。

1　令和7年1月31日（金）から令和7年2月10日（月）午後5時00分まで（土日・祝日を除く）に提出してください。

2　下記のあて先へ電子メールで質問書を送付してください（様式は問いませんが、質問書を送付の際には、件名に「なごや観光ルートバス「メーグル」広告掲出事業にかかる質問書」と記入してください。）。

名古屋市観光文化交流局観光推進課
電子メールアドレス：a2425@kankobunkakoryu.city.nagoya.lg.jp
電話番号：052-972-2425

3　すべての質問に対する回答をまとめた回答書を令和7年2月14日（金）までに名古屋市公式ウェブサイト上に公開します。回答には、あわせて仕様の補足等が示されることもあるので、入札書の提出前に必ずご確認ください。

なごや観光ルートバス「メーグル」広告掲出事業　契約書（案）

名古屋市（以下「甲」という。）と＊＊＊＊＊＊＊（以下「乙」という。）とは、なごや観光ルートバス「メーグル」の車体及び車内への広告掲出に関し、次のとおり契約を締結する。

（目　的）

第 1 条　本契約は、乙が民間企業等を広告主とする広告を掲出すること（乙が自ら広告主になる場合を含む。）に関し、その取扱いを定めることを目的とする。

2 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（契約期間及び掲出期間）

第 2 条　契約期間は、契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

2 掲出期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。ただし、広告の掲出準備に要する期間を含むものとする。

3 乙は、令和 8 年 4 月 1 日から 1 年を限度に、四半期（3 カ月）を最小単位として契約の更新を申請できる。 乙が更新を希望する場合、令和 7 年 11 月 28 日までに甲まで申請し承認を受けること。

4 令和 8 年 7 月以降の掲出期間については下記で定める期日までに終了の申出がない場合は掲出期間の更新を希望するものとみなす。

ア　令和 8 年 9 月までの期間の延長
　　期日　令和 8 年 3 月 31 日

イ　令和 8 年 12 月までの期間の延長
　　期日　令和 8 年 6 月 30 日

ウ　令和 9 年 3 月までの期間の延長
　　期日　令和 8 年 9 月 30 日

（契約期間の短縮）

第 3 条　甲は、公用若しくは公共用に供するため必要を生じたとき又はその他行政目的を達成するため特別の理由があるとき等、やむを得ず契約期間を短縮する必要があるときは、乙に対して、契約期間の短縮を求めることができる。

（掲出場所及び仕様）

第 4 条　掲出場所及び仕様については、別添なごや観光ルートバス「メーグル」広告掲出事業仕様書のとおりとする。

2 乙は、本契約書のほか、観光文化交流局広告掲載要綱及び入札案内書（以下「観光文化交流局広告掲載要綱等」という。）の定めるところに従い、広告

の掲出を行わなければならない。

（契約保証金）

第 5 条 乙は、次条に定める契約金額の 100 分の 10 に相当する額を契約保証金として甲に支払わなければならない。ただし、名古屋市契約規則（昭和 39 年 3 月 30 日規則第 17 号）第 31 条第 1 項第 3 号に該当する場合は免除する。

（広告掲出料）

第 6 条　乙は、広告掲出料を、甲が発行する納入通知書により、甲が別に定める支払期限までに納付するものとする。

2 前項の広告掲出料は、次のとおりとする。

金 ＊＊＊＊＊＊＊ 円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金＊＊＊＊＊＊円）

3 乙が第 1 項の支払期限までに広告掲出料を支払わないときは、乙は支払期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年 14.6 パーセント（督促をする前の期間又は督促状に指定した期限以前の期間については、年 8.7 パーセント）の割合を乗じて計算した金額を支払っていただきます。

（注）特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第 93 条第 2 項の規定により告示された割合に年 1%の割合を加算した割合）が年 7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては年 14.6%の割合にあっては当該年における特例基準割合に年 7.3%の割合を加算した割合で、年 7.3%の割合にあっては当該特例基準割合に年 1%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年 7.3%の割合を超える場合には 7.3%の割合）でそれぞれ計算します。

4 乙が広告掲出を行わない場合であっても、当該期間中の広告掲出料は返還しない。

（広告の作成）

第 7 条　広告は、乙の責任及び負担で作成するものとする。

（広告の維持管理）

第 8 条　掲出中の広告は、乙が維持管理を行い、常時適正な状態に保つものとする。

2 掲出中の広告の破損並びに広告に関する問合せ及び苦情については、乙の責任において、速やかに、対応するものとする。

3 前 2 項の維持管理及び対応に要する費用は、乙の負担とする。

（広告の掲出及び撤去）

第 9 条　広告の掲出及び撤去は、乙が行う。

2 前項の掲出及び撤去に要する費用は、乙の負担とする。

3 第 1 項の掲出及び撤去は、甲の指示に基づいて行う。

（広告主及び広告内容の審査）

第 10 条　乙は、広告主（乙が自ら広告主になる場合を除く。以下次条から第 14 条までにおいて同じ。）及び広告内容について、観光文化交流局広告掲載要綱等を遵守するとともに、事前に甲の審査を受け、その承認を得たものでなければ掲出することができない。

2 乙は、前項の審査を受けるため、広告内容のデータ等必要な書類を、原則毎月 10 日までに甲に提出するものとする。

3 乙は、第 1 項の審査において、甲から広告の内容等の修正等の指示を受けたときは、これに従わなければならない。

（広告主及び広告内容の変更）

第 11 条　乙は、掲出中の広告を変更することができる。

2 乙は、前項の規定により掲出中の広告を変更する場合、広告主及び広告内容について、事前に甲の審査を受けなければならない。この場合、前条を準用する。

（広告主及び広告の内容に対する修正等の指示）

第 12 条　甲は、掲出中の広告が、観光文化交流局広告掲載要綱等の規定に反するに至ったと判断したときは、いつでも乙に対して広告主及び広告の内容の修正等を指示することができる。

2 乙は、前項の指示を受けたときは、これに従わなければならない。

（広告物の一時撤去又は一時削除）

第 13 条　甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その問題が解決されるまでの間、乙に広告物の一時撤去又は一時削除を指示することができ、乙はこの指示に従わなくてはならない。

(1) 乙が本契約に定める事項又は法令等に違反したとき。

(2) 広告主又は広告内容が、観光文化交流局広告掲載要綱等の規定に反するに至ったとき。

(3) 第 10 条第 3 項又は前条第 1 項の広告内容の修正等を乙が行わないとき。

(4) 広告掲出を継続することが社会通念上著しく不適切であると認められる相当かつ合理的な理由があるとき。

2 前項の一時撤去又は一時削除の理由となった問題が解消されたときは、乙は、広告掲出を再開することができる。

3 第 1 項の一時撤去又は一時削除に要する費用及び前項の再開に要する費用は、乙が負担する。

4 第 1 項の指示があったにもかかわらず、一時撤去又は一時削除に必要な相当期間内に乙が一時撤去又は一時削除を行わないときは、甲は、乙の承諾を得ることなく、広告物を自ら一時撤去又は一時削除することができ、これに要

した費用は乙が負担するものとする。

5 第 1 項又は前項の一時撤去又は一時削除が行われた場合、当該期間中の広告掲載料は違約金とみなし、乙に返還しない。

6 前項の違約金は、損害賠償の予定額の全部又は一部としない。

（権利譲渡の禁止）

第 14 条　乙は、事前に甲の承認を得ないで、本契約に生ずる権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、その権利を担保に供してはならない。

（契約の履行の一時中止）

第 15 条　暴風、豪雨、高潮、地震、火災その他の自然的事象又は人為的な事象であって乙の責めに帰することができないものにより、乙が契約を履行できないと認められるときは、甲は、契約の履行の一時中止の内容を直ちに乙に通知して、契約の履行の全部又は一部を一時中止させることができる。

（甲の解除権）

第 16 条　甲は、乙が本契約に違反したとき又は次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

(1) 乙又はその代理人、使用人その他の従業者等に重大な社会的信用失墜行為があるとき又は著しい不正若しくは不誠実な行為があったときで、本契約解除が相当であると甲が認めるとき。

(2) 乙が、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされる等、その経営状態が著しく不健全となり、又はそのおそれがあると認められる相当の理由があるときで、本契約解除が相当であると甲が認めるとき。

(3) 次条の規定によらないで、乙が本契約の解除を申し出たときで、本契約解除が相当であると甲が認めるとき。

2 甲は、前項各号に定める場合のほか、行政目的等により、やむを得ず本契約を解除する必要があるときは、乙との協議により、本契約を解除することができる。

3 前 2 項により本契約が解除された場合において、乙の責に帰すべき事由がある場合は、甲は納付済の広告掲出料を違約金とし、乙に返還しない。

4 前項の違約金は、損害賠償の予定額の全部又は一部としない。

（乙の解除権）

第 17 条　乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

(1) 甲が、正当な理由なく本契約に違反し、その違反により本契約の履行が不

可能になったとき。

(2) 甲において本契約の履行に関し、甲に著しい不正又は不誠実な行為があったとき。

（広告内容についての責任）

第 18 条　乙は、広告内容に関する一切の責任を負うものとし、甲は一切の責任及び負担を負わないものとする。

2 広告内容等は、法令等に違反しないこと及び第三者の権利を侵害しないものでなければならない。また、広告内容等に係る財産権のすべてについて合理的な権利処理が完了していなければならない。

3 甲に対して、乙の責めに帰する理由に基づき、第三者から広告活動に関連して被害を被ったという請求がなされた場合は、乙の責任及び負担において解決するものとし、甲は責任及び負担を負わないものとする。

（原状回復義務）

第 19 条　契約期間が満了し、又は本契約が解除された場合には、乙は自己の費用をもって掲出中の広告を撤去し、原状に回復して甲に返還しなければならない。ただし、甲が特に必要がないと認めるときはこの限りでない。

2 乙は、前項の原状回復後は、直ちに甲の検査を受け、甲の承認を得なければならない。

3 契約期間が満了したにもかかわらず、乙が掲出場所を明け渡さない場合は、乙は、甲に対して契約期間満了の日の翌日から掲出場所の明渡し完了までの期間について広告掲出料相当額を支払わなければならない。

（損害賠償）

第 20 条　乙は、本契約に基づく広告掲出を行うに当たって乙に損害が生じた場合、当該損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合を除いて、甲に賠償を請求することはできない。

2 乙は、本契約を履行するに当たり甲に損害を与えたときは、当該損害について賠償しなくてはならない。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合はこの限りでない。

3 乙は、本契約を履行するに当たり、第三者に損害を与えたときは、乙の負担において損害の賠償を行うものとする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合はこの限りでない。

4 乙は、第三者との間に紛争が生じた場合においては、責任を持って処理解決に当たらなければならない。

（秘密の保持）

第 21 条　乙は、業務の実施に関し、知り得た事実について、その秘密を守らなければならない。

2 前項の秘密の保持については、契約期間満了後又は契約解除後においても同様とする。

（契約の費用）

第22条　本契約の締結に関して必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

（特記仕様書等）

第23条　乙は事業を実施するに当たり、関係法令、仕様書及び契約書を遵守するほか、「情報取扱注意項目」、「障害者差別解消に関する特記仕様書」、「談合その他の不正行為に係る特約条項」、「妨害又は不当要求に対する届出義務」を遵守しなければならない。

（疑義の解釈等）

第24条　本契約の定めに疑義が生じたとき又は本契約に定めのない事項については甲乙協議して定めるものとする。

本契約の締結を証するため本契約書 2通を作成し、両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和　年　月　日

甲　名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号
　　名古屋市
　　代表者　名古屋市長 広沢　一郎

乙　所在地
　　名称
　　代表者

なごや観光ルートバス「メーグル」広告掲出事業　仕様書

1　概要

なごや観光ルートバス「メーグル」（以下、「メーグル」という。）は、市内の公共交通機関に詳しくない市外の方でも、乗り換えることなく、目的の観光施設まで行くことができる交通手段として平成19年より運行を開始している。このメーグルの指定掲出場所に自らを広告主とする広告、または他の民間企業等を広告主とする広告を掲出するもの。

2　掲出場所

メーグル専用車 5 台（中型車 4 台、大型車 1 台）の後部パートラッピング及び車内広告 2 箇所。

＜メーグルの概要＞

・中型車：4 台（M01 ～ M04）ディーゼル車
・大型車：1 台（MFC-1）　　燃料電池バス
・走行ルート及びダイヤ：別紙 1 参照
・運休：月曜（休日の場合は直後の平日）および年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）
・年間運行日：309 日前後
・下記 2 両については、春から秋までの期間の気温上昇に伴い運用を休止する場合がある。（最大 6 ヵ月程度）

（令和 6 年度の酷暑期の運用状況実績　対象期間:7 月 1 日～9 月 30 日）

車両	種別	運行日数	稼働日	車両休止日数
M01	中型車・ディ―ゼル	79 日	15 日	64 日
M03	中型車・ディ―ゼル	79 日	56 日	23 日

3　広告規格

(1) 後部パートラッピング：詳細は別紙 2 参照

〈使用シート〉

耐用年数	3 年
シートメーカー	スリーエムジャパン
シート品番（ベース部＋ラミネート部）	IJ4232C+IJ4114V

※再剥離性があり、剥がした際糊残りのない素材を使用すること。
※洗車を含むバスの通常の使用に耐えうること。

(2) 車内広告：詳細は別紙 3 参照

※再剥離性があり、剥がした際糊残りのない素材を使用すること。
※ラミネート加工を行うこと。

4　掲出期間

令和７年４月１日～令和８年３月 31 日

5　期間の更新

(1) 公用又は公共用としての使用の必要性や使用者の使用状況を勘案して支障がないと判断される場合は、当初の条件を変更しないことを前提に、令和８年４月１日から四半期（3 カ月）を最小単位とし、1 年間を限度に更新が可能。

(2) 広告掲出者が更新を希望する場合は、契約書に定める期日までに申請をし、承認を受けること。

6　掲出基準

(1) 少数単位販売を可とする。

(2) 掲出デザインについては、「観光文化交流局広告掲載要綱」を遵守すること。後部パートラッピングについては、上記に加え、次の事項に留意すること。

ア　運転者の注意を著しく低下させるようなものを使用しないこと。

（発光、蛍光、反射効果を有する材料、その他これらに類するもの）

イ　色彩、意匠、その他表示の方法が周囲の景観に調和したものであること。

※　観光文化交流局広告掲載要綱については別紙４参照

(3) 本市の観光・文化振興、又は観光魅力の発信に資する広告を掲出するよう努めること。

(4) 広告の掲出に際しては、観光文化交流局広告審査会での審査を要するため、原則広告審査会の 10 日前までに広告原稿等を本市に提出すること。後部パートラッピングについては、上記広告審査会に加え、景観アドバイザーとの相談（毎週１回開催）が必要なため、広告審査会に先立ちアドバイザー相談を受けられるよう、掲出までに十分な日数を見込むこと。

(5) テンプレートは本市より無償で貸し出す。

7　掲出作業

(1) 掲出開始日については、市の指示に従うこと。~~特に後部パートラッピングの掲出開始日については、広告審査会、景観アドバイザー相談及び営業所等の調整の関係上、掲出が遅れる場合があるので注意すること。~~

(2) 後部パートラッピングについては、ラッピング保険に１車両単位で加入するなど、事故等による破損に備えること。

(3) 後部パートラッピングについては作業場所の関係上、１日１両の施工を原則とする。

8　その他

(1) 広告掲出者は、契約期間が満了又は契約が解除された場合は、速やかに原状回復すること。

(2) 広告掲出者は、自己の都合により広告の掲載を取り下げることができるもの

とする。

(3) 市は、広告掲出料が期日までに納付されない場合や広告内容が不適当であると判断した場合、また、バスの運行に支障が生じると市が認める場合には、広告掲出者に撤去等を命ずることができるものとする。

(4) 上記(2)及び(3)により、掲出を取り下げた又は撤去等した場合、納付済みの広告掲出料は返還しない。

(5) 車両の故障等で走行不能となった場合でも、原則として広告掲出料は還付しない。

(6) 市の都合により、車体に掲示する業務標示、広告掲出料、掲出箇所の変更等が発生する場合がある。

(7) 広告掲出者は掲出期間中の広告掲出によるトラブル対応、剥離・修理及び撤去後の原状回復の義務を負う。なお、原状回復にかかる経費は、一切市に請求することはできない。

(8) 掲出期間中のダイヤ確認は、広告掲出者の責任において行うものとする。

(9) その他、問題が生じた場合、市と調整を行い決定するものとする。

(10) 広告掲出者は、掲出にあたって、関係法令、本仕様書及び契約書を遵守するほか、「情報取扱注意項目」、「障害者差別解消に関する特記仕様書」、「談合その他の不正行為に係る特約条項」、「妨害又は不当要求に対する届出義務」を遵守しなければならない。

(11)本事業は、令和7年度の当該予算の成立を条件とする。

別紙１

○メーグルの走行ルート及びダイヤ

	停留所	平日運行時刻表（30分～1時間に1本運行）												短縮ルート
0	名古屋駅(11番のりば)	9:20	9:50	10:20	10:50	11:20	12:20	13:20	14:20	14:50	15:20	15:50	16:20	17:00
1	トヨタ産業技術記念館	9:28	9:58	10:28	10:58	11:28	12:28	13:28	14:28	14:58	15:28	15:58	16:28	17:08
2-A	ノリタケの森西	9:31	10:01	10:31	11:01	11:31	12:31	13:31	14:31	15:01	15:31	16:01	16:31	17:11
3	四間道	9:37	10:07	10:37	11:07	11:37	12:37	13:37	14:37	15:07	15:37	16:07	16:37	17:17
4	名古屋城	9:43	10:13	10:43	11:13	11:43	12:43	13:43	14:43	15:13	15:43	16:13	16:43	17:23
5	名古屋城東・市役所	9:47	10:17	10:47	11:17	11:47	12:47	13:47	14:47	15:17	15:47	16:17	16:47	17:27
6	徳川園・徳川美術館・蓬左文庫	9:59	10:29	10:59	11:29	11:59	12:59	13:59	14:59	15:29	15:59	16:29	16:59	17:39
7	文化のみち　二葉館	10:06	10:36	11:06	11:36	12:06	13:06	14:06	15:06	15:36	16:06	16:36	17:06	17:46
8	市政資料館南	10:10	10:40	11:10	11:40	12:10	13:10	14:10	15:10	15:40	16:10	16:40	17:10	17:50
9	中部電力 MIRAI TOWER	10:14	10:44	11:14	11:44	12:14	13:14	14:14	15:14	15:44	16:14	16:44	17:14	17:54
10	広小路栄	10:18	10:48	11:18	11:48	12:18	13:18	14:18	15:18	15:48	16:18	16:48	17:18	17:58
11	広小路伏見	10:20	10:50	11:20	11:50	12:20	13:20	14:20	15:20	15:50	16:20	16:50	17:20	18:00
4	名古屋城	10:32	11:02	11:32	12:02	12:32	13:32	14:32	15:32	16:02	16:32	17:02	17:32	↓
3	四間道	10:36	11:06	11:36	12:06	12:36	13:36	14:36	15:36	16:06	16:36	17:06	17:36	↓
2-B	ノリタケの森	10:41	11:11	11:41	12:11	12:41	13:41	14:41	15:41	16:11	16:41	17:11	17:41	↓
1	トヨタ産業技術記念館	10:45	11:15	11:45	12:15	12:45	13:45	14:45	15:45	16:15	16:45	17:15	17:45	↓
0	名古屋駅(バスターミナル)	10:54	11:24	11:54	12:24	12:54	13:54	14:54	15:54	16:24	16:54	17:24	17:54	18:15

	停留所	土・日・休日運行時刻表（20分～40分に1本運行）																短縮ルート
0	名古屋駅(11番のりば)	9:20	9:50	10:10	10:30	10:50	11:10	11:30	11:50	12:20	12:50	13:20	13:50	14:20	14:50	15:20	15:50	16:20	17:00
1	トヨタ産業技術記念館	9:28	9:58	10:18	10:38	10:58	11:18	11:38	11:58	12:28	12:58	13:28	13:58	14:28	14:58	15:28	15:58	16:28	17:08
2-A	ノリタケの森西	9:31	10:01	10:21	10:41	11:01	11:21	11:41	12:01	12:31	13:01	13:31	14:01	14:31	15:01	15:31	16:01	16:31	17:11
3	四間道	9:37	10:07	10:27	10:47	11:07	11:27	11:47	12:07	12:37	13:07	13:37	14:07	14:37	15:07	15:37	16:07	16:37	17:17
4	名古屋城	9:43	10:13	10:33	10:53	11:13	11:33	11:53	12:13	12:43	13:13	13:43	14:13	14:43	15:13	15:43	16:13	16:43	17:23
5	名古屋城東・市役所	9:47	10:17	10:37	10:57	11:17	11:37	11:57	12:17	12:47	13:17	13:47	14:17	14:47	15:17	15:47	16:17	16:47	17:27
6	徳川園・徳川美術館・蓬左文庫	9:59	10:29	10:49	11:09	11:29	11:49	12:09	12:29	12:59	13:29	13:59	14:29	14:59	15:29	15:59	16:29	16:59	17:39
7	文化のみち　二葉館	10:06	10:36	10:56	11:16	11:36	11:56	12:16	12:36	13:06	13:36	14:06	14:36	15:06	15:36	16:06	16:36	17:06	17:46
8	市政資料館南	10:10	10:40	11:00	11:20	11:40	12:00	12:20	12:40	13:10	13:40	14:10	14:40	15:10	15:40	16:10	16:40	17:10	17:50
9	中部電力 MIRAI TOWER	10:14	10:44	11:04	11:24	11:44	12:04	12:24	12:44	13:14	13:44	14:14	14:44	15:14	15:44	16:14	16:44	17:14	17:54
10	広小路栄	10:18	10:48	11:08	11:28	11:48	12:08	12:28	12:48	13:18	13:48	14:18	14:48	15:18	15:48	16:18	16:48	17:18	17:58
11	広小路伏見	10:20	10:50	11:10	11:30	11:50	12:10	12:30	12:50	13:20	13:50	14:20	14:50	15:20	15:50	16:20	16:50	17:20	18:00
4	名古屋城	10:32	11:02	11:22	11:42	12:02	12:22	12:42	13:02	13:32	14:02	14:32	15:02	15:32	16:02	16:32	17:02	17:32	↓
3	四間道	10:36	11:06	11:26	11:46	12:06	12:26	12:46	13:06	13:36	14:06	14:36	15:06	15:36	16:06	16:36	17:06	17:36	↓
2-B	ノリタケの森	10:41	11:11	11:31	11:51	12:11	12:31	12:51	13:11	13:41	14:11	14:41	15:11	15:41	16:11	16:41	17:11	17:41	↓
1	トヨタ産業技術記念館	10:45	11:15	11:35	11:55	12:15	12:35	12:55	13:15	13:45	14:15	14:45	15:15	15:45	16:15	16:45	17:15	17:45	↓
0	名古屋駅(バスターミナル)	10:56	11:26	11:46	12:06	12:26	12:46	13:06	13:26	13:56	14:26	14:56	15:26	15:56	16:26	16:56	17:26	17:56	18:15

※8月13日～15日は休日ダイヤで運行いたします。

別紙 2

○なごや観光ルートバス「メーグル」後部掲出範囲（中型車 4 台 M01～04）

・広告掲出範囲は、高さを後部窓下からバンパー上部、幅をテールランプもしくはエンジンルーム切り込み部分まで（H1020×W1985）とする。
・テールランプ・№プレート・業務表示・取手等障害物への貼付は不可とする。
・身障者マーク・車号へシートを貼り付ける場合、上から同意匠のシートを貼り付けること。
・詳細はテンプレートにより表示するものとする。
・窓枠下部運転士の視界をさえぎらない範囲（赤枠部分）に、下記表示をすること。
「なごや観光ルートバス　NAGOYA SIGHTSEEING ROUTE BUS メーグル」
・「宝くじ号」（H120×W450 以上）の表示をすること。
※表示の大きさ・位置については、事前に本市と協議すること。
・支給する文字データを使用すること。

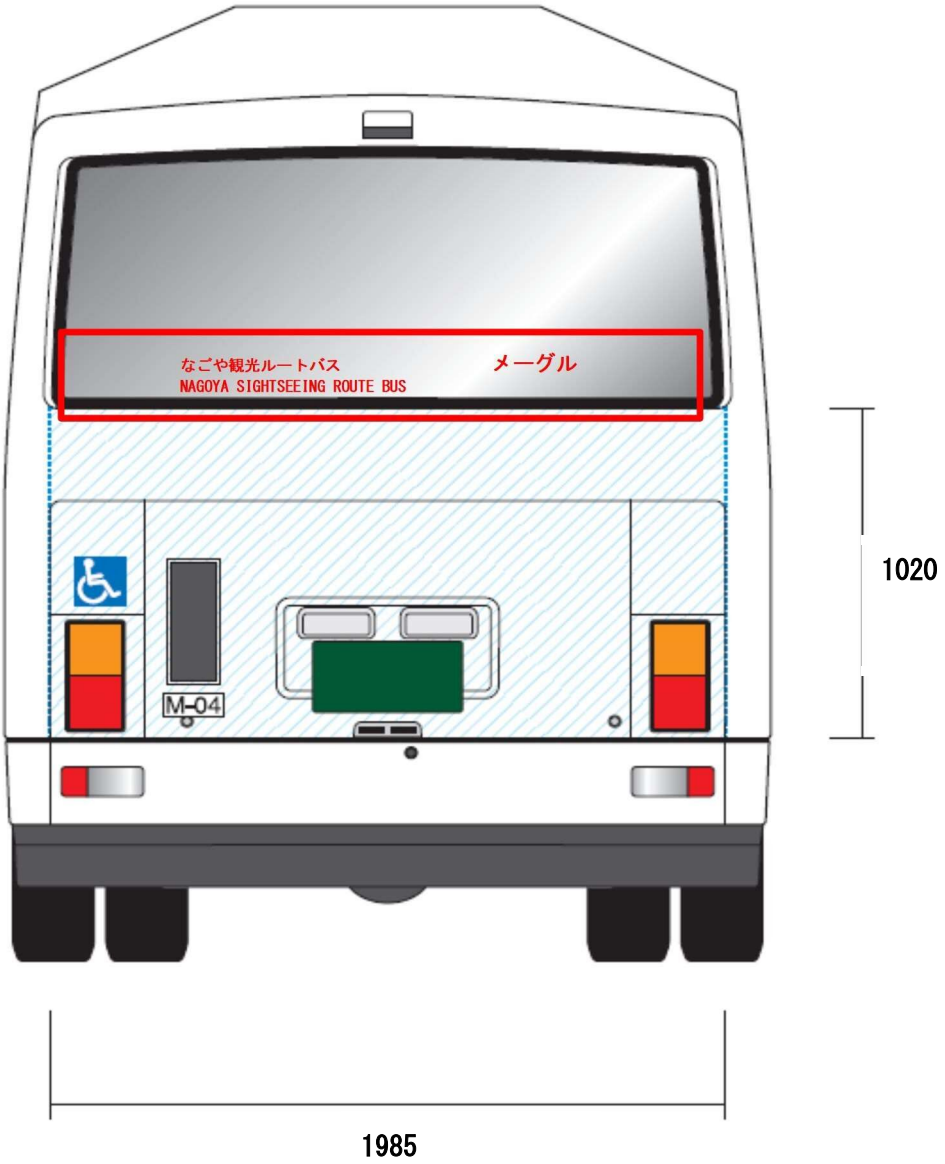

○なごや観光ルートバス「メーグル」後部掲出範囲（大型車１台 MFC1）

・広告掲出範囲は、高さを後部窓下からバンパー上部、幅をテールランプもしくはエンジンルーム切り込み部分まで（H1120×W1700）とする。
・テールランプ・№プレート・業務表示・取手等障害物への貼付は不可とする。
・身障者マークへシートを貼り付ける場合、上から同意匠のシートを貼り付けること。
・外部給電口への貼付も可能だが、開閉に支障がないように留意すること。
・詳細はテンプレートにより表示するものとする。
・窓枠下部運転士の視界をさえぎらない範囲（赤枠部分）に、下記表示をすること。
「なごや観光ルートバス　NAGOYA SIGHTSEEING ROUTE BUS メーグル」
※表示の大きさ・位置については、事前に本市と協議すること。
・支給する文字データを使用すること。

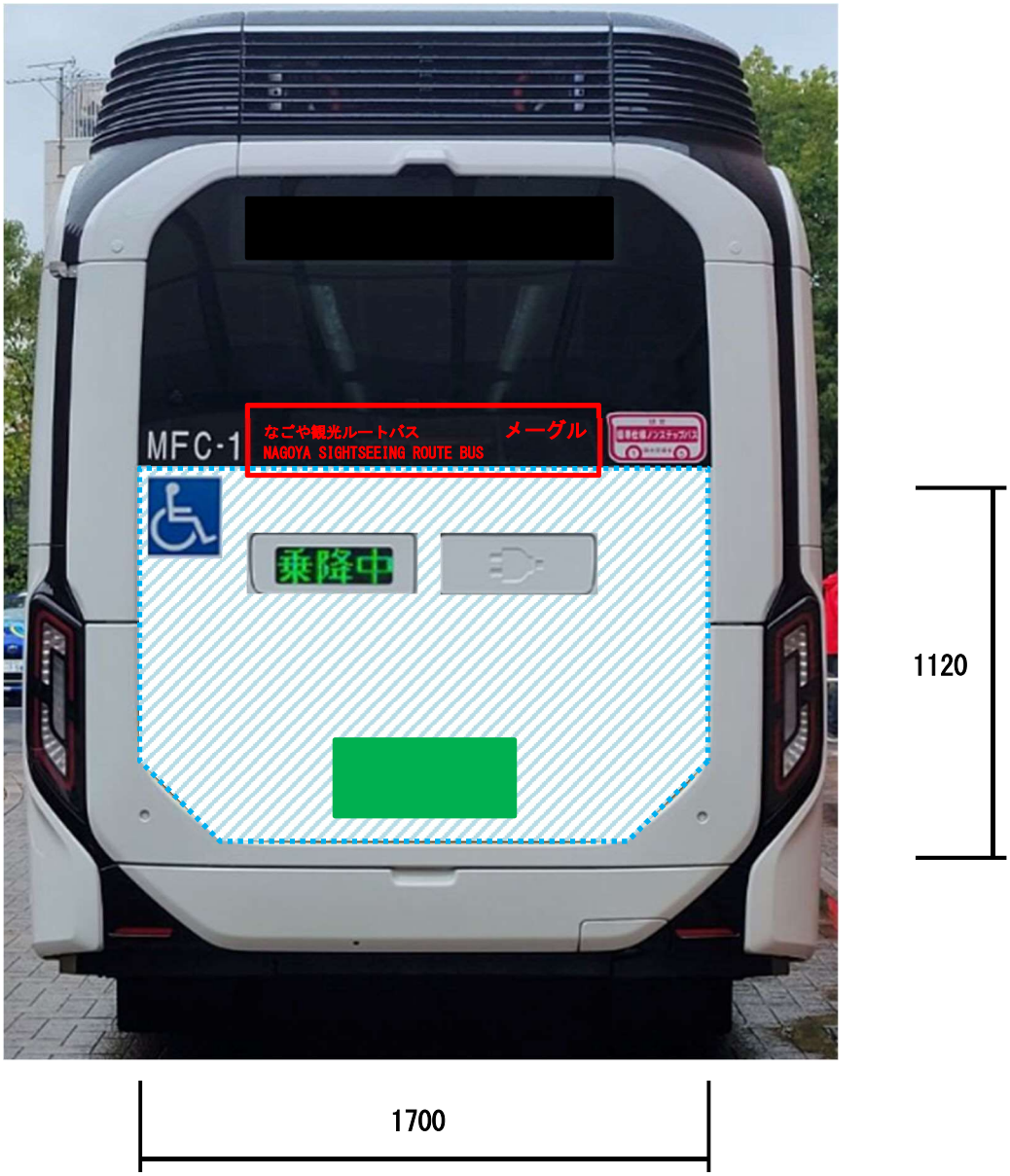

別紙3

広告枠の設定
中型車　4台

1 現在車内に掲出している施設
・トヨタ産業技術記念館
・名古屋城
・徳川園
・中部電力ＭＩＲＡＩＴＯＷＥＲ

2 車内図面

現在掲出箇所

今回掲出募集箇所

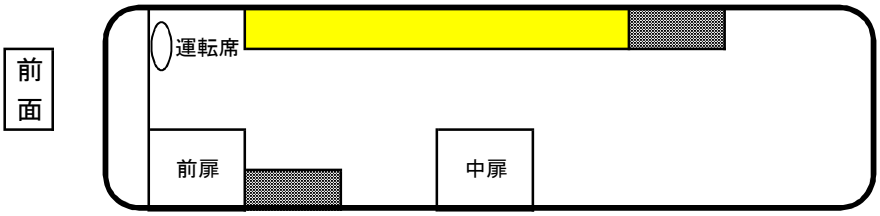

3 規格

4 掲出募集箇所

1台につき2面

大型車（燃料電池バス）1台

1 現在車内に掲出している施設

・トヨタ産業技術記念館
・名古屋城
・徳川園
・中部電力ＭＩＲＡＩＴＯＷＥＲ

2 車内図面

1の掲出箇所

今回掲出募集箇所

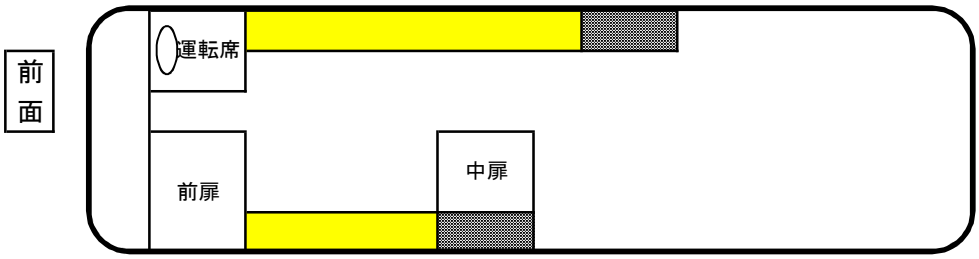

3 規格

4 掲出募集箇所

1台につき2面

別紙４

観光文化交流局広告掲載要綱

（趣旨）

第 1条　この要綱は、観光文化交流局が所管する資産等を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することに関して、名古屋市広告掲載要綱(以下「市要綱」という。)及び名古屋市広告掲載基準(以下「市基準」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。ただし、新たに広告を掲載する媒体である場合は、あらかじめ広告掲載が可能か観光文化交流局広告審査会（以下「広告審査会」という。）の承認を受けたものに限る。

(1) 広告審査会　第10条第 1項に定める審査機関をいう。

(2) 広告媒体　市要綱第 2条第 1号に掲げるもののうち次に掲げるもの。

ア 観光文化交流局が発行する広報等印刷物

イ 観光文化交流局が所管するウェブサイト

ウ その他資産を所管する課・公所の長が別に定めるもの

（目的）

第 3条　観光文化交流局が所管する資産への広告掲載は、観光文化交流局の新たな財源を確保し、もって市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

（広告の範囲）

第 4条　市要綱第 4条、市基準第 2及び第 3に定めるもののほか、広告媒体の公共性に鑑み、広告媒体に掲載する広告として不適当であると認められるものは広告掲載を行わないものとする。

2　ウェブサイトを広告媒体とする場合で、掲載する広告からリンクを張る場合は、リンク先はその広告を掲載する者が所有するウェブサイトのトップページとし、そのリンク先のウェブサイトの内容については、前項の規定を適用する。

（広告の募集）

第 5条　広告の募集は、広告掲載を行う広告媒体を所管する課・公所（以下「所管課」という。）の長（新たに広告を掲載する広告媒体である場合又は新規の手法により広告を募集する場合は、所管する部長級の者）が、次に掲げる事項を記載した募集要領を定め行うものとする。

(1) 広告掲載を行う広告媒体の種類

(2) 広告の規格、掲載位置、掲載期間等

(3) 広告掲載料金

(4) 広告の募集対象

(5) 広告の申込み手続

(6) 広告の選定方法

(7) 広告掲載手続

(8) その他広告の募集及び契約を行うに当たり必要な事項

（広告掲載の決定）

第 6条　所管課の長は、市要綱、市基準、この要綱及び前条の募集要領に基づき広告掲載の可否を決定するものとする。ただし、所管課が分掌する施設に係る指定管理者が作成及び管理する広告媒体を除き、あらかじめ広告審査会の承認を受けなければならない。

2　前項の規定に関わらず、過去に市要綱第 6条に定める審査機関の承認を得たものと広告内容・デザイン等が同一の広告は、広告審査会の承認を省略することができる。この場合において、所管課の長は、広告審査会の委員長に合議しなければならない。

（広告掲載に係る契約）

第 7条　広告掲載に係る契約は、名古屋市契約規則（昭和39年名古屋市規則第17号）及び名古屋市契約事務手続要綱に基づき、一般競争入札、指名競争入札又は随意契約により行うものとする。

（広告主の責務）

第 8条　前条の規定により広告掲載に係る契約を締結した者（以下「広告主」という。）は、広告の作成、デザイン、内容（広告のリンク先の内容を含む。）その他当該広告に関する一切の責任を負う。

2　広告主は、掲載した広告により第三者に何らかの損害を与えた場合は、すべて自己の責任及び負担において解決しなければならない。

（協議）

第 9条　この要綱に定めのない事項について疑義が生じた場合は、所管課の長と広告主の双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

（観光文化交流局広告審査会の設置）

第 10 条　広告掲載希望者、広告主、掲載する広告及び広告依頼者が適正であるか、又は広告の掲載手続きが適正に執行されているか等を審査するほか、名古屋市企画提案型広告掲載要綱に定める企画提案型広告に対する意見書の審査をするため、広告審査会を設置する。

2　広告審査会の委員長及び委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

3　委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

4　広告審査会は、審査結果に基づき、所管課の長へ必要な指示をすることができる。

5　広告審査会は、所管課の長からの申し出がある場合又は委員長が特に必要と認めるときに開催する。

6　広告審査会は、委員長及び委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

7　広告審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

8　委員長は、必要と認めるときは、広告審査会に委員以外の者の出席を求め、説明を聞くことができる。

9　第5項の規定にかかわらず、特に緊急またはやむを得ない事由により審査会を開催できない場合は、委員長及び委員に議案を持ち回り、承認を受けることにより、審査会の審議に代えることができる。

10 広告審査会の庶務は、観光文化交流局総務課が処理する。

（その他）

第11条　その他広告掲載につき必要な事項は観光文化交流局長が定める。

附　則

この要綱は、平成28年 4月 1日から施行する。

附　則

この要綱は、平成30年 4月 1日から施行する。

附　則

この要綱は、平成31年 4月 1日から施行する。

附　則

この要綱は、令和 2年 4月 1日から施行する。

附　則

この要綱は、令和 4年 4月 1日から施行する。

附　則

この要綱は、令和 6年 4月 1日から施行する。

別表

委員長	総務課長
委　員	担当課長（観光に係る受入環境の整備） 国際交流課長 文化芸術推進課長 課長補佐（企画経理） 委員長の指名する職員

情報取扱注意項目

（基本事項）

第 1　この契約による市の保有する情報の取扱い（以下「本件業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、本件業務を履行するに当たり、情報保護の重要性を認識し、情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講じるとともに、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

（関係法令等の遵守）

第 2　受託者は、本件業務を履行するに当たり、当該業務に係る関係法令のほか、名古屋市情報あんしん条例（平成16年名古屋市条例第41号。以下「あんしん条例」という。）、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「保護法」という。）、名古屋市個人情報保護条例（令和 4年名古屋市条例第56号。以下「保護条例」という。）その他情報保護に係る関係法令も遵守しなければならない。

（適正管理）

第 3　受託者は、本件業務に関して知り得た市の保有する情報（名古屋市（以下「委託者」という。）が、利用、提供、廃棄等について決定する権限を有し、事実上当該情報を管理しているといえるものをいう。）の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の市の保有する情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（個人情報の適正取得）

第 4　受託者は、本件業務を履行するために、個人情報（保護法第 2条第 1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を収集するときは、当該業務を履行するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

（第三者への提供及び目的外使用の禁止）

第 5　受託者及び本件業務に従事している者又は従事していた者は、市の保有する情報を正当な理由なく第三者に知らせ、又は当該業務の目的外に使用してはならない。

2　前項の規定は、契約の終了（契約を解除した場合を含む。以下同じ。）後においても同様とする。

（再委託の禁止又は制限等）

第 6　受託者は、委託者の承認を得ることなく、本件業務を第三者に委託してはならない。

2　受託者は、本件業務を第三者に委託する場合は、市の保有する情報の取扱いに関し、この契約において受託者が課せられている事項と同一の事項を当該第三者に遵守させなければならない。

3　受託者は、機密情報（名古屋市情報あんしん条例施行細則（平成 16 年名古屋市規則第 50 号）第 28 条第 1 項第 1 号に規定する機密情報をいう。以下同じ。）の

取扱いを伴う本件業務を委託した第三者からさらにほかの第三者に委託（以下「再々委託」という。）させてはならない。ただし、再々委託することにやむを得ない理由がある場合であって、委託者が認めたときはこの限りでない。

（複写及び複製の禁止）

第 7　受託者は、委託者から指示又は許可された場合を除き、市の保有する情報が記録された資料及び成果物（委託者の指示又は許可を受けてこれらを複写し、又は複製したものを含む。以下同じ。）を複写し、又は複製してはならない。

（情報の返却及び処分）

第 8　受託者は、市の保有する情報が記録された資料のうち委託者から取得したものを取り扱う必要がなくなったときは、その都度速やかに委託者に返却しなければならない。ただし、委託者の承認を得た場合はこの限りでない。

2　受託者は、前項に規定する場合を除き、市の保有する情報を取り扱う必要がなくなったときは、その都度確実かつ速やかに切断、溶解、消磁その他の復元不可能な方法によって処分しなければならない。ただし、委託者の承認を得た場合はこの限りでない。

（情報の授受及び搬送）

第 9　市の保有する情報並びに市の保有する情報が記録された資料及び成果物の授受は、全て委託者の指名する職員と受託者の指名する者との間において行うものとする。

2　受託者は、市の保有する情報を搬送する際には、漏えい、滅失又は毀損が起こらないようにしなければならない。

（報告等）

第10　受託者は、委託者が市の保有する情報の保護のために実地調査をする必要があると認めたときは、これを拒んではならない。また、委託者が市の保有する情報の保護について報告を求めたときは、これに応じなければならない。

2　受託者は、市の保有する情報の漏えい、滅失又は改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに委託者に報告し、委託者の指示に従わなければならない。

（従事者の教育）

第11　受託者は、本件業務に従事している者に対し、あんしん条例、保護法、保護条例その他情報保護に係る関係法令を周知するなど、情報の保護に関し十分な教育を行わなければならない。

2　受託者は、本件業務が個人情報を取り扱う業務である場合、当該業務に従事している者に対し、保護法（受託者が、市会に係る個人情報の取扱いの委託を受けた者の場合は、保護条例）に規定された罰則の内容を周知しなければならない。

3　受託者は、本件業務に従事している者に対し、あんしん条例に規定された罰則の内容を周知しなければならない。

4　受託者は、情報の取扱いに関するマニュアルを作成し、本件業務に従事している

者に対し、その内容並びに守秘義務に関する事項及び市の保有する情報の目的外利用の禁止又は制限に関する事項を周知しなければならない。

（契約解除及び損害賠償等）【約款の場合は推奨】

第12　委託者は、受託者が情報取扱注意項目に違反していると認めたときは、次の各号に掲げる措置を講じることができる。

(1) 契約を解除すること。

(2) 損害賠償を請求すること。

(3) 市の保有する情報が漏えいし、市民の権利が害されるおそれがあると認めるときは、あんしん条例第34条第 1項の規定に基づき勧告し、その勧告に従わなかったときは、同条第 2項の規定に基づきその旨を公表すること。

2　前項第 2号及び第 3号の規定は、契約の終了後においても適用するものとする。

特定個人情報を取り扱う事務を委託する場合

（特定個人情報に関する特則）

第13　受託者は、本件業務が特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第 2条第 8項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）を取り扱う事務である場合、あらかじめ委託者の承認を得た場合を除き、本件業務の履行場所から特定個人情報を持ち出してはならない。

2　受託者は、本件業務において特定個人情報を取り扱う者を明確にしなければならない。なお、委託者から求めがあるときは、特定個人情報を取り扱う者について速やかに報告しなければならない。

3　受託者は、本件業務において特定個人情報を取り扱う者に対し、番号利用法その他特定個人情報の保護に係る関係法令を周知するなど特定個人情報の保護に関し十分な教育を行うとともに、特定個人情報の取扱いについて監督しなければならない。

4　受託者は、前 3項に規定する事項のほか、番号利用法第 2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者としての義務を果たすこと。

※　個人番号関係事務の場合は、「第 2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者」を「第 2条第13項に規定する個人番号関係事務実施者」に修正する。

特定個人情報を除く機密情報を保存したことがある記録媒体を廃棄し、又は返却する際に電子情報の消去を委託等する場合

（電子情報の消去に関する特則）

第14　受託者は、委託者が使用する機器の記録媒体を廃棄又はリース（賃貸を含む。）をしている機器の記録媒体を返却するに当たり、本件業務により当該機器

の記録媒体に記録された電子情報の消去を行う場合は、全ての情報を消去の上、復元不可能な状態にしなければならない。

2　受託者は、前項の消去を行ったときは、電子情報を復元不可能な方法によって消去したことを証する写真その他の証拠を添えた証明書等を提出して、委託者の確認を受けなければならない。

障害者差別解消に関する特記仕様書

（対応要領に沿った対応）

第 1 条　この契約による事務事業の実施（以下「本件業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、本件業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号。以下「法」という。）、愛知県障害者差別解消推進条例（平成 27 年愛知県条例第 56 号）、及び名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例（平成 30 年名古屋市条例第 61 号）に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する名古屋市職員対応要領（平成 28 年 1 月策定。以下「対応要領」という。）に準じて、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供その他障害者に対する適切な対応を行うものとする。

2　前項に規定する適切な対応を行うに当たっては、対応要領にて示されている障害種別の特性について十分に留意するものとする。

（対応指針に沿った対応）

第 2 条　前条に定めるもののほか、受託者は、本件業務を履行するに当たり、本件業務に係る対応指針（法第 11 条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。

（再委託に係る対応）

第 3 条　受託者は、本件業務を第三者に委託する場合は、障害者差別解消に係る対応に関し、この契約において受託者が課せられている事項と同一の事項を当該第三者に遵守させなければならない。

談合その他の不正行為に係る特約条項

（談合その他の不正行為に係る名古屋市の解除権）

第１条　名古屋市は、受注者がこの契約に関して次の各号のいずれかに該当したときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 受注者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第３条、第６条、第８条又は第19条の規定に違反（以下「独占禁止法違反」という。）するとして、独占禁止法第49条に規定する排除措置命令又は第62条第１項に規定する納付命令を受け、当該命令が確定したとき。

(2) 受注者又は受注者の役員若しくは受注者の使用人が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の６若しくは第１９８条又は独占禁止法第89条第１項、第90条第１号若しくは第２号若しくは第95条第１項第１号に規定する罪を犯し、刑に処せられた（刑の執行が猶予された場合を含む。以下同じ。）とき。

(3) 前２号に規定するもののほか、受注者又は受注者の役員若しくは受注者の使用人が、独占禁止法違反行為をし、又は刑法第96条の６若しくは第１９８条の規定に該当する行為をしたことが明らかになったとき。

２　前項各号のいずれかに該当し、かつ、名古屋市が契約を解除した場合における当該契約解除に係る違約金の徴収については、名古屋市契約規則（昭和39年名古屋市規則第17号）（以下「契約規則」という。）第45条第２項又は第３項の規定に基づく本約款の手続によるものとする。

（談合その他の不正行為に係る賠償額の予定）

第２条　受注者がこの契約に関して前条第１項各号のいずれかに該当したときは、名古屋市が契約を解除するか否かにかかわらず、受注者は、請負代金額に100分の20を乗じて得た額の賠償金に、請負代金額の支払が完了した日から賠償金の支払日までの日数に応じて契約締結の日における契約規則第46条の 2第 1項に定める割合による利息を付して支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 前条第１項第１号及び第３号のうち、独占禁止法違反行為が、独占禁止法第２条第９項に基づく不公正な取引方法（一般指定）（昭和57年６月18日公正取引委員会告示第15号）第６項で規定する不当廉売の場合など名古屋市に金銭的損害が生じない行為として、受注者がこれを証明し、そのことを名古屋市が認めるとき。

(2) 前条第１項第２号のうち、受注者又は受注者の役員若しくは受注者の使用人が刑法第１９８条に規定する罪を犯し刑に処せられたとき、又は同項第３号のうち、刑法第１９８条の規定に該当する行為をしたことが明らかになったとき。ただし、受注者又は受注者の役員若しくは受注者の使用人が刑法第96条の６の規定にも該当し、刑に処せられたとき（同項第３号については、刑法第96条の６の規定に該当する行為をしたことも明らかになったとき。）を除く。

２　第１項に規定する場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散していると

きは、名古屋市は、**受注者**の代表者であった者又はその構成員であった者に同項に規定する賠償金及び利息の支払を請求することができる。この場合において、**受注者**の代表者であった者及びその構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

3　第1項の規定にかかわらず、名古屋市に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合は、名古屋市は、**受注者**に対しその超過分につき賠償を請求することができる。

4　前3項の規定は、この契約による履行が完了した後においても適用するものとする。

妨害又は不当要求に対する届出義務

１　受注者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けた場合は、市へ報告し、警察へ被害届を提出しなければならない。
２　受注者が１に規定する妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前項の報告又は被害届の提出を行わなかった場合は、競争入札による契約又は随意契約の相手方としない措置を講じることがある。

暴力団関係事業者の排除に関する特記仕様書

（発注者の解除権）
第 1 条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
(1) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下この項において「暴力団」という。）の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下この項において同じ。）であると認められるとき。
(2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
(3) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経 営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下この項において同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。
(4) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
(5) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
(6) 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
2　前項各号のいずれかに該当し、かつ、発注者が契約を解除した場合における当該契約解除に係る違約金の徴収については、名古屋市契約規則（昭和 39 年名古屋市規則第 17 号）第 45 条第 2 項又は第 3 項の規定に基づく本約款の手続によるものとする。

名古屋市広告掲載要綱

（目的）

第 1 条　この要綱は、市の資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することにより、市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

（定義）

第 2 条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 広告媒体　印刷物、ウェブサイトなど、市の資産のうち広告掲載が可能なものをいう。

(2) 広告掲載　広告媒体に民間企業等の広告を掲出し、又は表示する（以下「掲載する」という。）ことをいう。

(3) 局長　名古屋市事務分掌条例（昭和 22 年条例第 16 号）第 1 条に規定する局及び室、会計室、消防局、農業委員会事務局、選挙管理委員会事務局、監査事務局、人事委員会事務局、教育委員会事務局、市会事務局の長及び区長をいう。

（広告全般に関する基本的な考え方）

第 3 条　市の広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならないため、広告内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を持てるものでなければならない。

（広告の範囲）

第 4 条　次の各号のいずれかに該当する広告は、広告掲載を行わない。

(1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

(2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

(3) 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの

(4) 政治性のあるもの

(5) 宗教性のあるもの

(6) 社会問題についての主義主張

(7) 個人又は法人の名刺広告

(8) 景観又は風致を害するおそれがあるもの

(9) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの

(10) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載を行う広告として不適当であると認められるもの

（広告掲載に関する定め）

第5条　局長は、その所管に属する広告媒体に広告掲載を行う場合にあっては、あらかじめ次に掲げる事項を別に定めるものとする。ただし、企画提案型広告については、名古屋市企画提案型広告掲載要綱の定めるところによるものとする。

(1)　広告媒体の種類
(2)　広告の範囲
(3)　広告の規格、掲載位置及び掲載期間
(4)　広告掲載料
(5)　広告の募集方法及び選定方法
(6)　審査機関
(7)　前各号に掲げるもののほか、広告の募集及び契約を行うにあたり必要な事項

（広告掲載に関する審査）

第6条　局長は、広告媒体に掲載する広告の可否等を審査するため、審査機関を設ける。

（その他）

第7条　この要綱の実施に関し必要な事項は、財政局長が定める。

附　則

（実施期日）

1　この要綱は、平成19年6月1日から実施する。

附　則

この要綱は、平成21年9月30日から実施する。

附　則

この要綱は、平成24年4月2日から実施する。

附　則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

名古屋市広告掲載基準

（趣旨）

第１　この基準は、所管局が広告媒体への広告掲載の可否を判断する場合に必要な基準を作成するにあたり、参考基準として定めるものである。

（規制業種又は事業者）

第２　次の各号に定める業種又は事業を営む者の広告は掲載しない。

(1)　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年 7 月 10 日法律第 122 号）第 2 条に規定する風俗営業

(2)　風俗営業類似の業種

(3)　消費者金融

(4)　たばこ

(5)　規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や事業者

(6)　法律の定めのない医療類似行為を行う施設

(7)　占い、運勢判断に関するもの

(8)　興信所・探偵事務所等

(9)　債権取立て、示談引受けなどをうたったもの

(10)　法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの

(11)　民事再生法及び会社更生法による再生・更生手続中の事業者

(12)　暴力団関係事業者（暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものも含む。）

(13)　各種法令に違反しているもの

(14)　行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの

（掲載基準）

第３　次の各号に定めるものは、広告媒体に掲載しない。

(1)　次のいずれかに該当するもの

ア　人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの

イ　法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品等の不適切な商品又はサービスを提供するもの

ウ　他をひぼう、中傷又は排斥するもの

エ　市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの

オ　公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの

カ　宗教団体による布教推進を主目的とするもの

キ　非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれがあるもの

ク　社会的に不適切なもの

ケ　国内世論が大きく分かれているもの

(2)　消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

ア　誇大な表現（誇大広告）（掲載に際しては根拠となる資料を要する。）
根拠のない表示や誤解を招くような表現
例：「世界一」「一番安い」等

イ　射幸心を著しくあおる表現、特にギャンブルについて過度に購入をあおる表現

ウ　人材募集広告については労働基準法等関係法令を遵守していないもの

エ　虚偽の内容を表示するもの

オ　法令等で認められていない業種・商法・商品

カ　国家資格等に基づかない者が行う療法等

キ　責任の所在が明確でないもの

ク　広告の内容が明確でないもの

ケ　国、地方公共団体、その他公共の機関が、広告主又はその商品やサービスなどを推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの

(3)　青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

ア　水着等及び裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品の一例または広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都度適否を検討するものとする

イ　暴力や犯罪を肯定し助長するような表現

ウ　残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現

エ　暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの

オ　ギャンブルについて過度に購入をあおる表現

カ　青少年の人体・精神・教育に有害なもの

(4)　前各号に定めるもののほか、掲載する広告として不適当であると認められるもの

（個別の基準）

第４　この基準に規定するもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告内容及びデザイン等に関する個別の基準が必要な場合は、別途基準を作成するものとする。

（ウェブサイトに関する基準）

第５　ウェブサイトへの広告に関しては、ウェブサイトに掲載する広告だけでなく、当該広告が直接リンクしているウェブサイトの内容についてもこの基準を適用する。

記　載　例

入札書の郵送　外封筒

（表　面）

4 6 0-8 5 0 8

切手

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市観光文化交流局

観光推進課

「メーグル」広告掲出事業担当行

なごや観光ルートバス「メーグル」広告掲出事業
（令和七年二月二十六日開札）入札書在中

必ず朱書きしてください。

※書留又は簡易書留郵便による郵送以外は無効となります。
※裏面又は表面左下部に入札者名を記載してください。

記　載　例

入札書を封入する中封筒

（表面）

（入札者名）
名古屋株式会社　代表取締役　名古屋　太郎

（住所又は所在地）
名古屋市中区三の丸三丁目一番一号

（入札件名）
なごや観光ルートバス「メーグル」広告掲出事業

（開札日）
令和七年二月二十六日開札

※（１）、（２）について、代理人が入札する場合は、代理人のことを記載するよう注を付けること。

※横書きによる記入でも構いません。

記　載　例

入札書を封入する中封筒

（裏面）

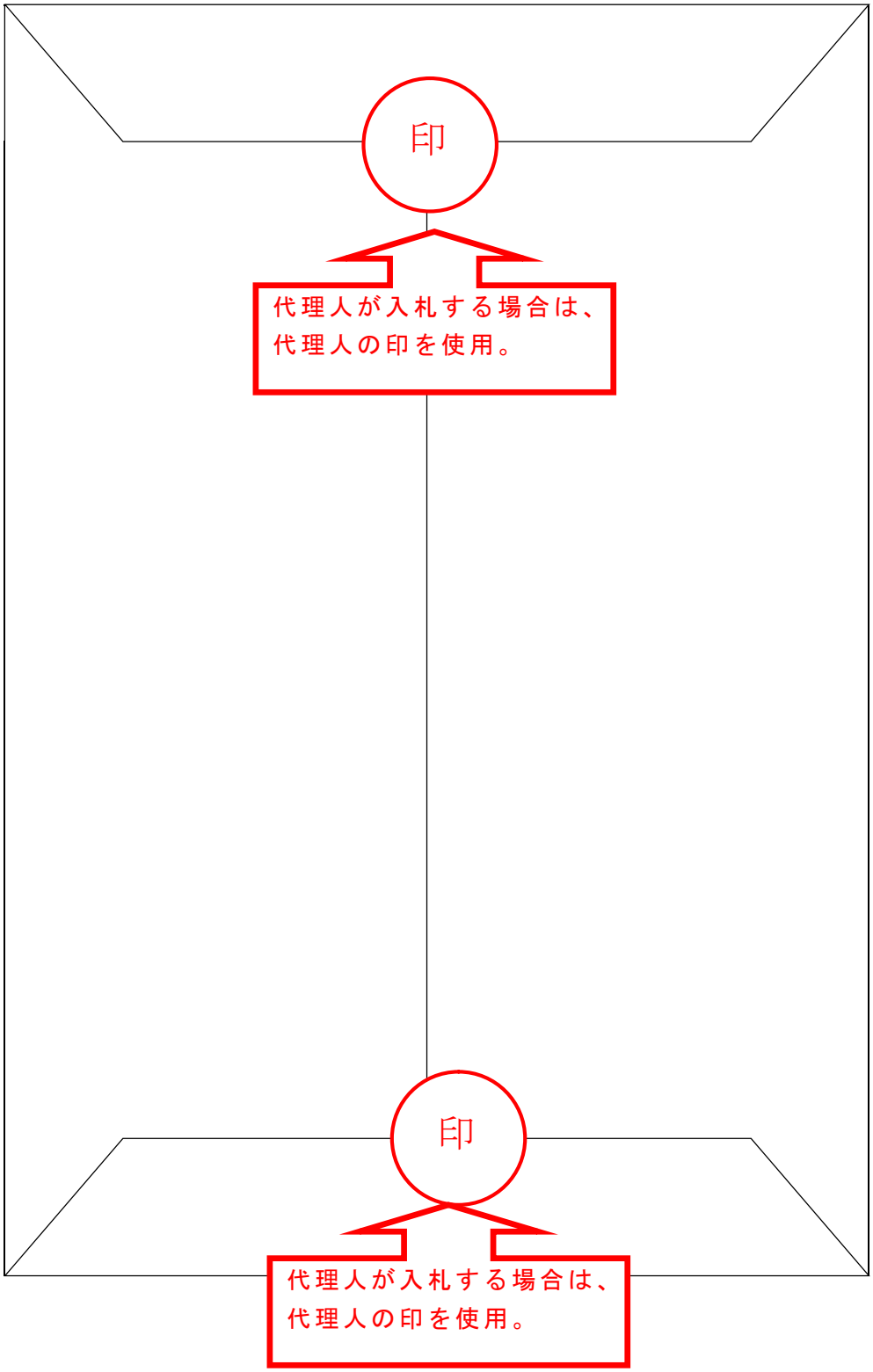

※糊付けし、封印してください。

入　　札　　書

令和　　年　　月　　日

（あて先）契約事務受任者
　　名古屋市観光文化交流局長

（入札者）　所 在 地
　　商号又は名称
　　役 職 名
　　氏　　名　　印

入札案内書の内容等を承諾のうえ、下記のとおり入札します。

記

件　　名	金　　額							
	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円
なごや観光ルートバス「メーグル」広告掲出事業								

ただし、広告掲出料の年額（契約希望金額の110分の100に相当する金額）

（注）
1　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とします。
2　黒インクのボールペン又は万年筆を使用して明確かつ明瞭に記入し、鮮明に押印してください。鉛筆又はシャープペンシルは使用できません。
3　入札金額は、アラビア数字（算用数字）を使用し、金額の頭に￥マークを記入してください。なお、円未満の端数は記入しないでください。
4　提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。
5　入札者が代表者と異なる場合（代表者から委任を受けた支店・営業所の長などが入札者の場合）は、この入札書の提出時において、別途「委任状」の提出が必要となります。

記載例

入　　札　　書

令和7年○月○日

（あて先）契約事務受任者
名古屋市観光文化交流局長

（入札者）　所　在　地　　名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
商号又は名称　　名古屋株式会社
役　職　名　　代表取締役
氏　　名　　名古屋　一郎　　代表者印

入札案内書の内容等を承諾のうえ、下記のとおり入札します。

記

件　　名	金　　額							
	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円
なごや観光ルートバス「メーグル」広告掲出事業	￥	1	0	0	0	0	0	0

ただし、広告掲出料の年額（契約希望金額の110分の100に相当する金額）

（注）
1　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とします。
2　黒インクのボールペン又は万年筆を使用して明確かつ明瞭に記入し、鮮明に押印してください。鉛筆又はシャープペンシルは使用できません。
3　入札金額は、アラビア数字（算用数字）を使用し、金額の頭に￥マークを記入してください。なお、円未満の端数は記入しないでください。
4　提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。
5　入札者が代表者と異なる場合（代表者から委任を受けた支店・営業所の長などが入札者の場合）は、この入札書の提出時において、別途「委任状」の提出が必要となります。

委　　任　　状

私は、都合により、　　を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

令和７年１月31日公告のなごや観光ルートバス「メーグル」広告掲出事業にかかる一般競争入札に関する一切の権限。

本委任を解除する場合には、双方連署のうえ届出をしない限り、その効力のないことを誓約いたします。

令和　　年　　月　　日

（委任者）
所　在　地

商号または名称

代表者・役職・氏名　　印

上記委任の件、承諾いたしました。

（受任者）
住　所

氏　名　　印

（あて先）　契約事務受任者
名古屋市観光文化交流局長

記載例

委　　任　　状

私は、都合により、名古屋株式会社中部支店　支店長　愛知　次郎を代理人と定め、下記の権限を委任します。

代理人は下記受任者と同一となります。

記

令和７年１月31日公告のなごや観光ルートバス「メーグル」広告掲出事業にかかる一般競争入札に関する一切の権限。

本委任を解除する場合には、双方連署のうえ届出をしない限り、その効力のないことを誓約いたします。

令和　７年　○月　○日

入札書の提出日以前の日を記入してください。

（委任者）

所　在　地　　名古屋市中区三の丸三丁目１番１号

商号または名称　　名古屋株式会社

代表者・役職・氏名　　代表取締役　名古屋　一郎　　代表者印

上記委任の件、承諾いたしました。

（受任者）

住　所　　名古屋市中区丸の内二丁目１番36号
名古屋株式会社　中部支店

氏　名　　支店長　愛知　次郎　　愛知印

（あて先）契約事務受任者
名古屋市観光文化交流局長

入札書に使用する印鑑と同一の印を押印してください。

（様式１）

競争入札参加資格確認申請書

令和　年　月　日

（あて先）契約事務受任者
名古屋市観光文化交流局長

（入札者）所在地
商号又は名称
代表者
役職・氏名

令和 7 年 1 月 31 日付けで入札公告（以下「公告」という。）がありました下記に係る競争入札参加資格について確認されたく、下記の確認書類を添えて申請します。

なお、公告に定める入札参加資格を満たしていること、添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

１　件名
なごや観光ルートバス「メーグル」広告掲出事業

２　確認書類
（１）　＜個人の場合＞ 住民票の写し　１通
＜法人の場合＞ 法人登記簿謄本　１通
※どちらも発行後３か月以内のもの
（２）　納税証明書
※本市の競争入札参加資格を有する場合は提出を要しない
（３）　＜法人のみ＞ 本店、支店、営業所等所在地確認書（様式２）

申請者担当部署		担当者氏名		電話番号	

（注）申請者の欄は、本市との契約に関する権限を有する方を記入・押印してください。

（様式１）

記 載 例

競争入札参加資格確認申請書

令和 7 年　○月　○日

（あて先）契約事務受任者
　　名古屋市観光文化交流局長

（入札者）所在地　名古屋中区三の丸三丁目１番１号
商号又は名称　名古屋株式会社
代表者　代表取締役　名古屋一郎
役職・氏名

令和 7 年 1 月 31 日付けで入札公告（以下「公告」という。）がありました下記に係る競争入札参加資格について確認されたく、下記の確認書類を添えて申請します。

なお、公告に定める入札参加資格を満たしていること、添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

１　件名
なごや観光ルートバス「メーグル」広告掲出事業

２　確認書類
（１）　＜個人の場合＞ 住民票の写し　１通
＜法人の場合＞ 法人登記簿謄本　１通
※どちらも発行後３か月以内のもの
（２）　納税証明書
※本市の競争入札参加資格を有する場合は提出を要しない
（３）　＜法人のみ＞ 本店、支店、営業所等所在地確認書（様式２）

申請者担当部署	○○部	担当者氏名	△△	電話番号	XXX-XXX-XXXX

（注）申請者の欄は、本市との契約に関する権限を有する方を記入・押印してください。

（様式２）

本店、支店、営業所等所在地確認書

令和　　年　　月　　日

（あて先）
　契約事務受任者
　名古屋市観光文化交流局長

（落札候補者）所　在　地
商号又は名称
代　表　者
役職・氏名

　次のとおり、令和7年1月31日付けで公告のありましたなごや観光ルートバス「メーグル」広告掲出事業にかかる入札につきましては、下記のとおり本店、支店、営業所等が名古屋市内にありますので報告いたします。

記

1 名称

2 所在地

3 連絡先

4 その他

記載例

本店、支店、営業所等所在地確認書

令和7年　○月　○日

（あて先）
契約事務受任者
名古屋市観光文化交流局長

（落札候補者）所　在　地　名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
商号又は名称　名古屋株式会社

代　表　者　　代表取締役　名古屋一郎
役職・氏名

競争入札参加資格確認申請書に記入された申請者を記入してください。

次のとおり、令和4年2月1日付けで公告のあり
広告掲出事業にかかる入札につきましては、下記
等が名古屋市内にありますので報告いたします。

記

1 名称

2 所在地

3 連絡先

4 その他
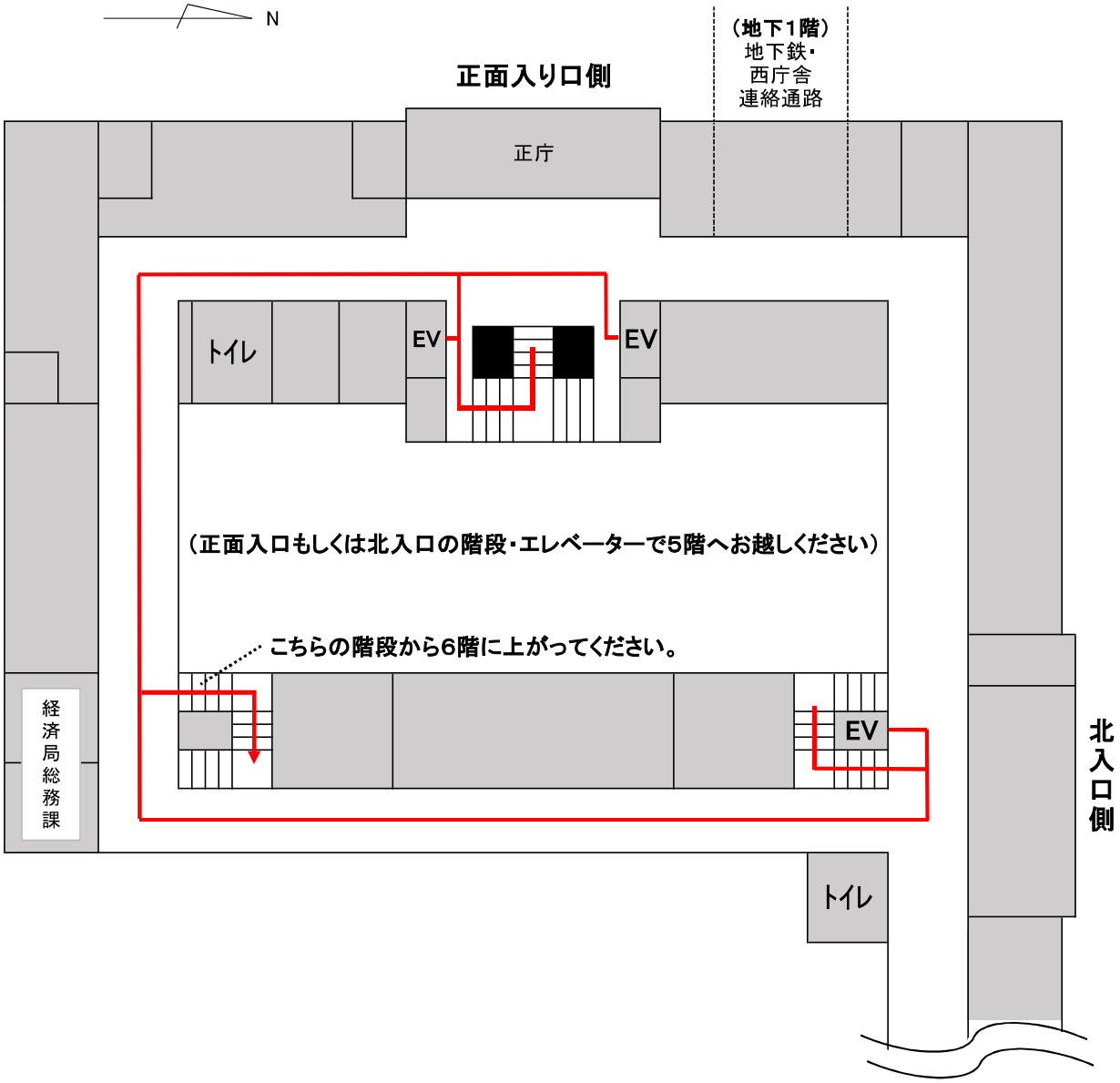
開札会場案内図（本庁舎5階）